

総室発第99号

令和3年1月29日

原子力規制委員会 殿

所在地 東京都台東区上野五丁目2番1号

申請者名 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 村松 衛

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

令和2年12月9日付け、総室発第84号をもって申請いたしました東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（令和2年12月9日総室発第84号）について、別添の変更前後比較表（補正）のとおり変更を追加する。

以上

別添

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

(令和2年12月9日 総室発第84号)

変更前後比較表 (補正)

変更前					変更後					備考																																																																																																																						
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第4条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表4-1 品質マネジメントシステムの文書</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 品管規則が要求する“文書化された手順”である二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第4条 関連項</th> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> <tr> <td>8.3 8.5.2 8.5.3</td> <td>QM 共通： 8-3-1</td> <td>是正処置プログラム管 理要項</td> <td>安全室</td> <td>第4, 40 <u>条</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第4条 関連項</th> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.1</td> <td>QM 共通： 4-1-1</td> <td>原子力発電施設の重要 度分類基準要項</td> <td>廃止措置プ^ロジ^ェク ト推進室</td> <td>第4, 40 <u>条</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> <tr> <td>6.1</td> <td>QM 東海： 7-1-1</td> <td>施設管理業務要項</td> <td>廃止措置プ^ロジ^ェク ト推進室</td> <td>第4, 40 <u>条</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.1</td> <td>QM 東海： 7-1-8</td> <td>廃止措置管理業務要項</td> <td>廃止措置プ^ロジ^ェク ト推進室</td> <td>第4, <u>11</u>-19 条の2</td> </tr> <tr> <td>QM 共通： 7-1-5</td> <td>放射性廃棄物管理業務 要項</td> <td>廃止措置プ^ロジ^ェク ト推進室</td> <td>第 4, <u>21</u>, 20-2 4条</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>					第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	(中略)					8.3 8.5.2 8.5.3	QM 共通： 8-3-1	是正処置プログラム管 理要項	安全室	第4, 40 <u>条</u>	(中略)					第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	4.1	QM 共通： 4-1-1	原子力発電施設の重要 度分類基準要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 40 <u>条</u>	(中略)					6.1	QM 東海： 7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 40 <u>条</u>	(中略)					7.1	QM 東海： 7-1-8	廃止措置管理業務要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, <u>11</u> -19 条の2	QM 共通： 7-1-5	放射性廃棄物管理業務 要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第 4, <u>21</u> , 20-2 4条	(中略)					<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第4条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>表4-1 品質マネジメントシステムの文書</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 品管規則が要求する“文書化された手順”である二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第4条 関連項</th> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> <tr> <td>8.3 8.5.2 8.5.3</td> <td>QM 共通： 8-3-1</td> <td>是正処置プログラム管 理要項</td> <td>安全室</td> <td>第4, 40-<u>40</u> <u>条の5</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第4条 関連項</th> <th>管理番号</th> <th>文書名</th> <th>所管箇所</th> <th>関連条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.1</td> <td>QM 共通： 4-1-1</td> <td>原子力発電施設の重要 度分類基準要項</td> <td>廃止措置プ^ロジ^ェク ト推進室</td> <td>第4, 40-<u>40</u> <u>条の5</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> <tr> <td>6.1</td> <td>QM 東海： 7-1-1</td> <td>施設管理業務要項</td> <td>廃止措置プ^ロジ^ェク ト推進室</td> <td>第4, 40-<u>40</u> <u>条の5</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.1</td> <td>QM 東海： 7-1-8</td> <td>廃止措置管理業務要項</td> <td>廃止措置プ^ロジ^ェク ト推進室</td> <td>第4, <u>12</u>-19 条の2</td> </tr> <tr> <td>QM 共通： 7-1-5</td> <td>放射性廃棄物管理業務 要項</td> <td>廃止措置プ^ロジ^ェク ト推進室</td> <td>第4, 20-24 条</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>					第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	(中略)					8.3 8.5.2 8.5.3	QM 共通： 8-3-1	是正処置プログラム管 理要項	安全室	第4, 40- <u>40</u> <u>条の5</u>	(中略)					第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	4.1	QM 共通： 4-1-1	原子力発電施設の重要 度分類基準要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 40- <u>40</u> <u>条の5</u>	(中略)					6.1	QM 東海： 7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 40- <u>40</u> <u>条の5</u>	(中略)					7.1	QM 東海： 7-1-8	廃止措置管理業務要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, <u>12</u> -19 条の2	QM 共通： 7-1-5	放射性廃棄物管理業務 要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 20-24 条	(中略)					<p>記載の適正化 (条番号の修正。以下同じ)</p>
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																
8.3 8.5.2 8.5.3	QM 共通： 8-3-1	是正処置プログラム管 理要項	安全室	第4, 40 <u>条</u>																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																												
4.1	QM 共通： 4-1-1	原子力発電施設の重要 度分類基準要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 40 <u>条</u>																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																
6.1	QM 東海： 7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 40 <u>条</u>																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																
7.1	QM 東海： 7-1-8	廃止措置管理業務要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, <u>11</u> -19 条の2																																																																																																																												
	QM 共通： 7-1-5	放射性廃棄物管理業務 要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第 4, <u>21</u> , 20-2 4条																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																
8.3 8.5.2 8.5.3	QM 共通： 8-3-1	是正処置プログラム管 理要項	安全室	第4, 40- <u>40</u> <u>条の5</u>																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																
第4条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条																																																																																																																												
4.1	QM 共通： 4-1-1	原子力発電施設の重要 度分類基準要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 40- <u>40</u> <u>条の5</u>																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																
6.1	QM 東海： 7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 40- <u>40</u> <u>条の5</u>																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																
7.1	QM 東海： 7-1-8	廃止措置管理業務要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, <u>12</u> -19 条の2																																																																																																																												
	QM 共通： 7-1-5	放射性廃棄物管理業務 要項	廃止措置プ ^ロ ジ ^ェ ク ト推進室	第4, 20-24 条																																																																																																																												
(中略)																																																																																																																																

注) 赤字及び下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤色及び下線は改正事項に含まない。

変更前					変更後					備考
7.1	QM 東海： 7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	7.1	QM 東海： 7-1-1	施設管理業務要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40- 40 <u>条の5</u>	記載の適正化 （条番号の修正。以下同じ）
(中略)					(中略)					
7.3	QM 共通： 7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	7.3	QM 共通： 7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト推進室	第4,40- 40 <u>条の5</u>	
7.4	QM 共通： 7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト推進室		7.4	QM 共通： 7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト推進室		
(中略)					(中略)					
8.2.4	QM 共通： 8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 廃止措置プロジェクト推進室	第4,40条	8.2.4	QM 共通： 8-2-3	試験・検査管理要項	安全室 廃止措置プロジェクト推進室	第4,40- 40 <u>条の5</u>	
(以下略)					(以下略)					

注) 赤字及び下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤色及び下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>（保安に関する職務）</p> <p>第6条 （中略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 廃止措置室長は、廃止措置工事の管理、廃止措置に係る廃棄物の管理、原子炉施設の運用管理及び「放射性物質として扱う必要のない物」に関する業務を統括するとともに、<u>工事計画の作成</u>、<u>安全貯蔵措置管理要領の作成及び</u>放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等に関する業務を行う。</p> <p>(4) 廃止措置管理グループマネージャーは、廃止措置室の運営管理、並びに原子炉施設の運用管理及び運転に関する業務を行う。</p> <p>(5) 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置工事の管理及び廃止措置工事で発生した「放射性廃棄物でない廃棄物」※¹の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>（保安に関する職務）</p> <p>第6条 （中略）</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 廃止措置室長は、廃止措置工事の管理、廃止措置に係る廃棄物の管理、原子炉施設の運用管理及び「放射性物質として扱う必要のない物」に関する業務を統括するとともに、放射能濃度確認対象物の管理に関する責任等に関する業務を行う。</p> <p>(4) 廃止措置管理グループマネージャーは、廃止措置室の運営管理、<u>安全貯蔵措置管理</u>並びに原子炉施設の運用管理及び運転に関する業務を行う。</p> <p>(5) 廃止措置工事グループマネージャーは、<u>工事計画の作成</u>、廃止措置工事の管理及び廃止措置工事で発生した「放射性廃棄物でない廃棄物」※¹の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>廃止措置室長の職務の適正化（グループマネージャーが担当業務の実施責任を負い、室長は室の業務全般を統括する役割に変更）</p>

注) 赤字及び下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤色及び下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>（廃止措置中の巡視）</p> <p>第14条 廃止措置管理グループマネージャーは、第8条第2項の廃止措置管理に関する手順に基づき、1週間に1回以上、廃止措置対象施設を巡視する。実施においては、第40条の3（作業管理）に定める観点を含めて行う。</p> <p>（以下略）</p> <p>（管理区域内の工事解体物の分別）</p> <p>第17条 廃止措置工事グループマネージャーは、工事解体物^{※1}を次のように分別、管理する。</p> <p>（中略）</p> <p>（2）管理区域内の工事解体物であって、「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第20条（管理区域内の工事解体物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）に基づき管理する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理）</p> <p>第21条の5 （中略）</p> <p>5. 第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※1}以下と評価された場合、以下に定める事項を実施する。</p> <p>（1）廃止措置工事グループマネージャーは、第20条（管理区域内の工事解体物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）第1項(2)ハで定めた事項を実施する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（廃止措置中の巡視）</p> <p>第14条 廃止措置管理グループマネージャーは、第8条第2項の廃止措置管理に関する手順に基づき、1週間に1回以上、廃止措置対象施設（東海第二発電所との共用設備を除く。）を巡視する。実施においては、第40条の3（作業管理）に定める観点を含めて行う。</p> <p>（以下略）</p> <p>（管理区域内の工事解体物の分別）</p> <p>第17条 廃止措置工事グループマネージャーは、工事解体物^{※1}を次のように分別、管理する。</p> <p>（中略）</p> <p>（2）管理区域内の工事解体物であって、「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第19条の2（管理区域内の工事解体物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）に基づき管理する。</p> <p>（以下略）</p> <p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認及び所外搬出等の管理）</p> <p>第21条の5 （中略）</p> <p>5. 第3項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト^{※1}以下と評価された場合、以下に定める事項を実施する。</p> <p>（1）廃止措置工事グループマネージャーは、第19条の2（管理区域内の工事解体物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）第1項(2)ハで定めた事項を実施する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>記載の適正化（東海第二発電所との共用設備は巡視対象外であることの明確化）</p> <p>記載の適正化（条番号の修正）</p> <p>記載の適正化（条番号の修正）</p>

注）赤字及び下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤色及び下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備考																																																												
<p>(記録)</p> <p>第54条 各室長及び各マネージャーは、原子炉等規制法第43条の3の21に基づき、原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）及び廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録として、表54-1、表54-2、表54-3及び表54-4に定める記録を適正に作成し、「第2章 品質保証」の「4.2.4 記録の管理」に基づき管理する。</p> <p>(中略)</p> <p>表54-1</p> <p>(中略)</p>	<p>(記録)</p> <p>第54条 各室長及び各マネージャーは、原子炉等規制法第43条の3の21に基づき、原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）及び廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録として、表54-1、表54-2、表54-3及び表54-4に定める記録を適正に作成し、「第2章 品質保証」の「4.2.4 記録の管理」に基づき管理する。</p> <p>(中略)</p> <p>表54-1</p> <p>(中略)</p>																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19. 風向及び風速^{*6}</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>20. 降雨量^{*7}</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>21. 大気温度^{*8}</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>22. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>23. 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>24. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称</td> <td>廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>25. 24の項に規定する工事の対象となる原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名</td> <td>測定の都度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>26. 品質マネジメントシステム計画に関する文書^{*9}及び品質マネジメントシステム計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録^{*8}（1から25及び27から38の項に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>27. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果^{*10}</td> <td>調査の都度</td> <td>発電所から搬出された後10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	19. 風向及び風速 ^{*6}	連続して	10年間	20. 降雨量 ^{*7}	連続して	10年間	21. 大気温度 ^{*8}	連続して	10年間	22. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	23. 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名	実施の都度	3年間	24. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※5	25. 24の項に規定する工事の対象となる原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名	測定の都度	※5	26. 品質マネジメントシステム計画に関する文書 ^{*9} 及び品質マネジメントシステム計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 ^{*8} （1から25及び27から38の項に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	27. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{*10}	調査の都度	発電所から搬出された後10年間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19. 風向及び風速^{*6}</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>20. 降雨量^{*8}</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>21. 大気温度^{*8}</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>22. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>23. 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>24. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称</td> <td>廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>25. 24の項に規定する工事の対象となる原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名</td> <td>測定の都度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>26. 品質マネジメントシステム計画に関する文書^{*9}及び品質マネジメントシステム計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録^{*8}（1から25及び27から38の項に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>27. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果^{*10}</td> <td>調査の都度</td> <td>発電所から搬出された後10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	19. 風向及び風速 ^{*6}	連続して	10年間	20. 降雨量 ^{*8}	連続して	10年間	21. 大気温度 ^{*8}	連続して	10年間	22. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	23. 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名	実施の都度	3年間	24. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※5	25. 24の項に規定する工事の対象となる原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名	測定の都度	※5	26. 品質マネジメントシステム計画に関する文書 ^{*9} 及び品質マネジメントシステム計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 ^{*8} （1から25及び27から38の項に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	27. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{*10}	調査の都度	発電所から搬出された後10年間	<p>記載の適正化（「風向及び風速」の記録対象が地上高さ約10m（東海第二発電所と共通）のみになるための見直し）</p> <p>記載の適正化（注釈番号の修正。以下同じ）</p>
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																												
19. 風向及び風速 ^{*6}	連続して	10年間																																																												
20. 降雨量 ^{*7}	連続して	10年間																																																												
21. 大気温度 ^{*8}	連続して	10年間																																																												
22. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																																																												
23. 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名	実施の都度	3年間																																																												
24. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※5																																																												
25. 24の項に規定する工事の対象となる原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名	測定の都度	※5																																																												
26. 品質マネジメントシステム計画に関する文書 ^{*9} 及び品質マネジメントシステム計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 ^{*8} （1から25及び27から38の項に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																												
27. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{*10}	調査の都度	発電所から搬出された後10年間																																																												
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																																												
19. 風向及び風速 ^{*6}	連続して	10年間																																																												
20. 降雨量 ^{*8}	連続して	10年間																																																												
21. 大気温度 ^{*8}	連続して	10年間																																																												
22. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																																																												
23. 保安教育の実施日時、項目及び受け手の氏名	実施の都度	3年間																																																												
24. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※5																																																												
25. 24の項に規定する工事の対象となる原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名	測定の都度	※5																																																												
26. 品質マネジメントシステム計画に関する文書 ^{*9} 及び品質マネジメントシステム計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 ^{*8} （1から25及び27から38の項に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																												
27. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{*10}	調査の都度	発電所から搬出された後10年間																																																												

注) 赤字及び下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤色及び下線は改正事項に含まない。

変更前			変更後			備考	
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間		
28. 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 ^{*10}	調査の都度	発電所から搬出された後10年間	28. 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 ^{*9}	調査の都度	発電所から搬出された後10年間	記載の適正化（注釈番号の修正。以下同じ）	
29. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 ^{*10}	その都度	発電所から搬出された後10年間	29. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 ^{*9}	その都度	発電所から搬出された後10年間		
30. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 ^{*10}	その都度	発電所から搬出された後10年間	30. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 ^{*9}	その都度	発電所から搬出された後10年間		
31. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 ^{*10}	選択の都度	発電所から搬出された後10年間	31. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 ^{*9}	選択の都度	発電所から搬出された後10年間		
32. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ^{*10}	評価の都度	発電所から搬出された後10年間	32. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ^{*9}	評価の都度	発電所から搬出された後10年間		
33. 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間	33. 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間		
34. 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間	34. 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間		
35. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間	35. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間		
36. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度	発電所から搬出された後10年間	36. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度	発電所から搬出された後10年間		
37. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度	発電所から搬出された後10年間	37. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度	発電所から搬出された後10年間		
38. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	発電所から搬出された後10年間	38. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	発電所から搬出された後10年間		
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検時等の記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：施設管理の実施の記録は、第40条（施設管理計画）6. 保全の実施及び8. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置の記録とする。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※6：東海第二発電所と一部共通</p> <p>※7：東海第二発電所と共通</p> <p>※8：品質マネジメントシステム計画の文書は、第4条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1(1)から(2)に記載の文書とする。</p> <p>※9：品質マネジメントシステム計画の記録は、第4条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1(3)に記載の記録とする。</p> <p>※10：原子炉等規制法第61条の2第2項に基づく認可申請に伴いあらかじめ行う調査結果とする。</p>			<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検時等の記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：施設管理の実施の記録は、第40条（施設管理計画）6. 保全の実施及び8. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置の記録とする。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※6：東海第二発電所と共通</p> <p>※7：品質マネジメントシステム計画の文書は、第4条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1(1)から(2)に記載の文書とする。</p> <p>※8：品質マネジメントシステム計画の記録は、第4条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1(3)に記載の記録とする。</p> <p>※9：原子炉等規制法第61条の2第2項に基づく認可申請に伴いあらかじめ行う調査結果とする。</p>				記載の適正化（「風向及び風速」の記録対象が地上高さ約10m（東海第二発電所と共通）のみになるための見直し）

注）赤字及び下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤色及び下線は改正事項に含まない。

変更前			変更後			備考
表54-2 ^{*11}			表54-2 ^{*10}			記載の適正化 （注釈番号の修正。以下同じ）
記録（廃止措置管理等に用いる記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（廃止措置管理等に用いる記録）	記録すべき場合	保存期間	
1. 管理区域図	変更の都度	5年間	1. 管理区域図	変更の都度	5年間	記載の適正化 （項目番号の修正）
2. 管理区域の設定、解除の状況	設定又は解除の都度	5年間	2. 管理区域の設定、解除の状況	設定又は解除の都度	5年間	
3. 管理区域の区域区分変更の状況	設定又は解除の都度	5年間	3. 管理区域の区域区分変更の状況	設定又は解除の都度	5年間	
4. 廃止措置工事記録	その都度	※5	4. 廃止措置工事記録	その都度	※5	
5. 汚染状況記録 ^{*12}	その都度	※5	5. 汚染状況記録 ^{*11}	その都度	※5	
6. 放射性固体廃棄物特定記録	その都度	※5	6. 放射性固体廃棄物特定記録	その都度	※5	
<p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※11：表54-1の項目27の記録に含める。</p> <p>※12：管理区域図及び管理区域の設定、解除の状況を含む。</p> <p>（以下略）</p>			<p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※10：表54-1の項目26の記録に含める。</p> <p>※11：管理区域図及び管理区域の設定、解除の状況を含む。</p> <p>（以下略）</p>			

注）赤字及び下線は現行保安規定からの変更箇所を示す。赤色及び下線は改正事項に含まない。